

喜多方市事業者省エネ設備更新支援事業 Q&A

【Q1 補助金】

Q1-1 補助金は、申請すれば必ずもらえるのか。

補助金の交付対象者の審査に当たっては、提出された書類、内容を精査し、場合によっては現地調査を行います。

その上で事業内容が補助要件に適合しているか確認し、予算の範囲内で決定しますので、必ずしも補助が受けられるとは限りません。

Q1-2 補助金はいつ入金になるのか？

具体的には下記の流れになります。

- ① 応募申請 （令和7年11月28日（金）まで）
- ② 交付決定 （①から概ね2週間～1か月後）
- ③ 設備の更新 （注文、納品、代金支払い）
- ④ 実績報告/請求 （令和8年1月30日（金）まで。期限厳守）
- ⑤ 補助金の支払い （④から概ね1か月後）

【Q2 補助要件】

Q2-1 本補助事業の対象となる事業は？

省エネルギー効果が高い高効率照明（LED 等）、空調設備、電気冷蔵庫（冷凍庫）、機械設備等の更新により、エネルギー消費量の削減を図る事業です。

Q2-2 本補助事業の対象となる要件は？

以下の①、②を満たす取組が対象となります。

- ① 既存の機器等と更新機器等とを比較して、エネルギー消費量の減少が確認できること。
- ② 令和5年11月以降の連続する任意の3か月間（基準月）の光熱費・燃料代が、令和3年11月から令和5年10月までの間のいずれかの同3か月間（比較月）と比較し上回っていること。

また、光熱費・燃料代を補助対象者が負担していること。

Q2-3 光熱費、燃料代とは何を指すのか？

当補助金における光熱費・燃料代とは、事業活動で生じた電気・ガス料金、灯油代、ガソリン・軽油代等を指します。

※ 原則として、水道代は除く。また、自宅を事業所として兼用している場合、生活で使用する光熱費・燃料代は除く。

Q2-4 要件の光熱費・燃料代は、基準とした3か月いずれも、比較月より上回っていないと対象にならないのか？

連続する3か月の合計額を比較し、その合計額が比較月よりも基準月が上回っていれば対象となります。

Q2-5 市外に本社があるが、省エネの要件(光熱費・燃料代)は会社全体の数値で判断するのか？

原則会社全体の光熱費・燃料代の数値で判断しますが、事業実施場所における数値も可とします。

Q2-6 光熱費・燃料代の要件は、増加率等の基準はあるのか？

増加率の基準は設けておりません。

任意の連続する3か月間の合計額を比較して、比較月よりも基準月がわずかでも増加していれば対象となります。

Q2-7 既存設備は必ず廃棄しなければならないのか？

本事業は省エネ設備を導入することでエネルギー消費量の減少を図るものです。

既存設備が同時に稼働している場合はエネルギー消費量の減少が見込めないことから、更新にあたっては必ず廃棄、または下取り等により撤去してください。

(1) 廃棄する場合

産業廃棄物処理業者に廃棄を依頼してください。また、実績報告にあたり産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の写しを提出してもらいます。

(2) 下取りに出す場合

見積書に下取りがわかる旨記載するよう見積先に依頼してください。

例) ○○機械 1,000,000 円

下取り額 ▲ 200,000 円

合計 800,000 円（税抜）

下取り額につきましては、補助対象経費から控除し、補助金額を決定します。

(3) 買取業者等に売却する場合

実績報告にあたり、買取業者等に売却したことがわかる書類の提出が必要となります。買取額は補助対象経費から控除し、補助金額を決定します。

Q2-8 LED 更新における消費電力の証明はどのようにすればよいか。

更新機器と既存機器それぞれにおいて、製品ラベル・カタログ等に記載の消費電力を比較してください。

その際使用した書類等を提出いただくこととなります。

消費電力については販売会社等へご確認ください。

【Q3 補助対象者】

Q3-1 本社が市外にある場合でも、補助対象者となるのか？

省エネ設備の更新、または導入する施設が市内にあれば補助対象者になります。

Q3-2 「福島県中小企業等経営コスト削減支援補助金」または「福島県中小企業等エネルギーコスト削減支援補助金」を受給している場合、市の補助金は対象になるか？ また、その他補助金との併用が可能か？

「福島県中小企業等経営コスト削減支援補助金」または「福島県中小企業等エネルギーコスト削減支援補助金」の補助対象となった機器・設備等への更新でなければ対象となります。

一方で、その他国または自治体の助成制度による補助対象経費が重複する設備の更新は対象になりません。

なお、本事業は「福島県中小企業等経営コスト削減支援補助金」または「福島県中小企業等エネルギーコスト削減支援補助金」の上乗せ補助ではありません。

Q3-3 対象となる「事業者」とは？

本事業における「事業者」とは、

法人（株式会社、合同会社、NPO 法人、一般社団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、協同組合等、及びこれらに準ずる法人格を有する団体を含む。）

及び 個人事業主 のうち、

継続的に事業を営んでいる者を想定しています。

Q3-4 個人事業主に農業者は含むのか？

農業者を含みます。

ただし、事業実態により補助対象外とする場合があります。

Q3-5 継続的に事業を営んでいることをどのように判断するのか？

確定申告書等で事業を営んでいることを確認し、補助要件を満たすかどうか判断します。

Q3-6 貸しているテナントの設備の更新は対象となるか。

事業実施場所の光熱費を申請者（＝補助対象者）が負担していることが要件となりますので、要件を満たせば対象となります。

【Q4 対象設備】

Q4-1 事業実施場所と設備の所有者が異なる場合、対象となるか？

既存設備及び更新設備の所有者が申請者であれば、事業実施場所の所有者のいかんにかかわらず対象となります。

例えば、建物を所有している法人が申請者、法人の代表取締役個人が設備の所有者である場合は、所有者が申請者でないため対象になりません。

Q4-2 更新(入替)では無く、新規導入または既存設備に取り付けることでエネルギー消費量が減少する設備は対象になるのか？

本補助金は、設備の更新（入替）が要件であるため、対象になりません。

Q4-3 自宅兼事業所の場合、事業所の設備入れ替えは対象となるか？

事業の用に供する部分で使用する設備は対象になります。自宅で使用する設備については、本補助金の対象外です。

Q4-4 新設する工場に新たに導入する設備は対象になるか？

対象になりません。既存設備を更新する場合に限り、本補助金の対象となります。

Q4-5 自己所有でない施設の設備の入れ替えは対象になるか？

更新前後の設備いずれかでも自己所有でない場合、対象になりません。賃貸借契約書等所有者を確認する場合があります。

Q4-6 すでに契約、または更新済み(入替済)の設備は対象になるか？

交付決定前に着手、契約、発注をした設備は対象になりません。

Q4-7 LED照明へ更新する場合、LED電球の交換だけでも対象になるのか？

LEDへの電球交換のみでも補助対象となります。

その場合、補助対象経費が補助下限額（5万円）を下回っていないか確認してください。

Q4-8 休憩室のエアコンや給湯室の冷蔵庫の更新は、対象となるのか？

社員の福利厚生目的や、直接的な事業活動に使用しないものは対象となりません。

Q4-9 建設事務所内の冷蔵庫は対象となるのか？

社員の休憩のために用いるなどしている場合は対象になりません。
来客対応用茶菓の冷蔵など、会社業務で用いるものであれば対象となります。

Q4-10 パソコンやタブレット、プリンタ、複合機等は対象になるか？

汎用性（さまざまな用途に幅広く利用できる可能性）のある事務機器は対象外となります。

【対象外】パソコン、タブレット、プリンタ、複合機、スマートフォン等

Q4-11 オーブンやガスコンロ、食洗機、電子レンジは対象になるか？

要件を満たす飲食店の厨房機器等、生産活動に必要となる設備であれば対象になります。

Q4-12 太陽光発電設備は、補助対象になるか？

太陽光のほか、風力、水力、地熱、太陽熱などの再生可能エネルギーを利用した設備は省エネルギーと性質が異なるものであり、補助対象となりません。

Q4-13 他の補助金で工場(建物)を修繕する場合、他の補助金の補助対象になっていない照明や設備の更新を本補助金の対象とできるか？

他の補助金の補助対象設備に該当しておらず、かつ既存設備の更新に該当する場合（新設や増設ではなく）は対象となりますが、工場等の修繕工事と本補助金の対象となる設備更新を明確に区別していただく必要があります

Q4-14 更新設備が中古品の場合でも、補助対象となるか？

中古品の場合、性能値を客観的に検証することが困難であることから、本補助金においては補助対象となりません。

Q4-15 既存設備の修理・修繕にかかる費用は対象となるか？

既存設備の更新が要件となりますので、対象となりません。

Q4-16 LED更新工事の際、天井工事も含まれるが、この費用は対象となるか？

必要不可欠の工事であれば、対象となります。工事内容を確認する際に、詳細資料の提出を依頼する場合があります。

Q4-17 2台のエアコンを撤去し、性能の良いエアコン1台を導入予定。対象となるか？

2台を1台にすることにより、エネルギー消費量が減少するのであれば対象となります。

Q4-18 1台の大型エアコンを撤去し、2台の小型エアコンを導入する予定。対象となるか？

1台を2台にすることにより、エネルギー消費量が減少するのであれば対象となります。

Q4-19 換気設備の更新は補助対象となるか？

換気設備は空調設備に含むものとして補助対象とします。
ただし、エネルギー消費量の減少が証明できるものに限りません。

Q4-20 既存の空調設備はガスを使用しているが、電気のみ使用する空調設備に更新する場合は補助対象となるか？

補助対象とします。
ただし、エネルギー消費量の減少が証明できるものに限りません。

Q4-21 冷蔵庫を廃棄し、エアコンを購入する場合は補助対象となるか？

同種の設備更新が要件となりますので、補助対象となりません。

Q4-22 「機械設備等」とは、具体的に何を指すのか？

直接的な事業活動に使用する工作機械、プレス機械、加工機械等の生産設備を指します。

構築物や、従業員が使用する福利厚生機械等は対象になりません。

Q4-23 導入した設備は何年使用しなければならないのか。途中で故障した場合は廃棄できないのか？

事業者は、補助事業により取得し、又は、更新した設備等（以下「財産」という）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければなりません。

採択を受けた事業の目的外用途への転用はできません。

また、市長が定める期間（耐用年数期間）を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に市長の承認を得なければなりません。（当該財産の処分により収入があったと認められるときは、その収入の全部又は一部を返還していただく場合があります。）

○喜多方市補助金等の交付等に関する規則

（財産の処分の制限）

第18条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者等が第6条第1項第4号の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 不動産及びその従物

(2) 機械及び重要な器具

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

2 前項ただし書の場合において、補助事業等の財源の全部又は一部が国又は県が交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助事業等に係る財産の処分の制限の期間と同じ期間とする。

【Q5 対象経費】

Q5-1 設備の更新が少額でも対象になるのか？

補助下限額が5万円（補助率2／3）のため、7万5千円（税抜）以上の設備更新であれば対象となります。

Q5-2 現金で購入した場合は、対象になるか？

現金で支払った経費は原則対象となりません。

また、自社振り出し、他社振り出しに関わらず、手形、小切手等による支払いも対象となりません。

必ず銀行振込かクレジットカード払いとしてください。

Q5-3 リースや割賦、分割支払での購入は対象になるのか？

リース資産の更新は対象となりません。

ただし、リース資産を買い取り、自社所有とした上で更新する場合は対象となります。

割賦、分割支払の場合は、事業期間内に支払が完了しない場合、対象となりません。

Q5-4 単価5万円(税抜)の設備を2台更新する場合も対象になるか？

対象となります。申請は1回限りのため、まとめて申請してください。

Q5-5 クレジットカードで支払ったため、ポイントが付与されてしまった。

クレジットカード支払時、ポイントが付与された場合、「値引き」として取り扱います。

従って、実績報告時に確認書類を提出していただき、原則1ポイント＝1円換算とし、対象経費から控除します。

また、補助事業期間内（令和8年1月30日）までに引き落としが完了していないカード払いは、補助対象となりません。

Q5-6 消費税、振込手数料は補助対象となるか。

消費税、振込手数料は、補助対象となりません。

Q5-7 申請者名義以外の口座から支払ってしまった。

申請者名義以外の口座から支払った経費に関しては、申請者が支払っていないとみなし、原則対象となりません。

必ず申請者名義の口座より支払い（振込）してください。

Q5-8 2社以上から見積書が取得できない。

工事費を含めた設備更新費用が50万円（税抜）未満の場合は、相見積書を提出する必要はありません。

設備更新費用が50万円（税抜）以上となり、やむを得ない理由（独占販売、特許を取得している等）で相見積書を取得できない場合は、「業者選定理由書」を提出してください。

Q5-9 複数の設備を更新とする際、2社以上の見積書はどのように取得するのか。

複数の設備を一括して発注し、工事費を含めた設備更新費用が50万円（税抜）以上となる場合は、相見積書が必要となりますが、別々の会社等へ発注し、それぞれの設備更新費用が50万円未満であれば、相見積書は不要となります。

【具体例】

(1) 相見積書が必要な例

A社に空調設備更新工事として一括で発注する場合

- ・空調設備① 200,000 円
- ・空調設備② 200,000 円
- ・工事費 100,000 円
- 合 計 500,000 円（A社見積額 500,000 円）

(2) 相見積書が不要な例

- ・B社に空調設備①を 200,000 円で発注、工事費 50,000 円
（B社見積額 250,000 円）
- ・C社に空調機器②を 200,000 円で発注、工事費 50,000 円
（C社見積額 250,000 円）
- 合 計 500,000 円

Q5-10 ポイントサービスを利用した場合の対象経費について

補助金額は事業者が実際に支払った金額をもとに算出します。ポイント利用部分については、請求額に対する「値引き」として補助対象経費（税抜き）から減額します。

例えば、税込み 450,000 円の経費のうち 10,000 円分ポイントサービス（1 ポイント＝1 円）を利用した場合、440,000 円から消費税を除外した 400,000 円が補助対象経費となります。

【Q6 応募申請】

Q6-1 本補助金への申請方法、申請期限は

本補助金は、喜多方市役所本庁舎 2 階の商工観光課の窓口で申請してください。
担当課への郵送等、他の方法による申請は受け付けませんのでご注意ください。
申請期限は、令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）1 7 時までです。
なお、申請期限前であっても予算の上限に達した場合は申請を締め切る場合があります。

【申請窓口】

喜多方市 産業部 商工観光課（市役所本庁舎 2 階）
TEL 0241-24-5233（商工業・雇用・創業支援班 直通）

Q6-2 提出書類や記載内容を誤って申請してしまった。

提出された書類や記載内容を誤って申請してしまった場合は、速やかに商工観光課へご連絡ください。

Q6-3 応募申請の結果を知りたい。

審査が完了次第、応募申請の結果（採否）について申請時に記載いただいた住所へ送付します。
原則、申請者以外からの照会にはお答えできません。

Q6-4 郵送で申請することは可能か？

郵送での申請は受け付けません。
必ず次の窓口へ持参し申請してください。

【申請窓口】

喜多方市 産業部 商工観光課（市役所本庁舎 2 階）
TEL 0241-24-5233（商工業・雇用・創業支援班 直通）

Q6-5 申請後、交付が決定されるのはいつ頃か？

申請から概ね 2 週間～ 1 か月前後を想定しています。
申請内容の審査や現地確認等のため、不測の日数を要する場合があります。
また、書類、要件等の不備により不交付になる場合があります。

Q6-6 エネルギー消費量の減少の根拠資料について

当補助金の要件は、事業者の生産活動におけるエネルギー消費量を減少させる省エネ設備の更新等を行うことです。

よって、上記要件を示せない更新設備は補助対象となりません。

根拠資料は、カタログや仕様書等により、エネルギー消費量が客観的に把握できるものに限ります。個人の主観は認めません。

既存の設備等が古く、客観的な根拠資料が見当たらない場合は、販売店やメーカー等から「設備比較証明書」の交付を受け提出してください。

提出された書類を精査の上、エネルギー消費量の減少が認められるものが交付決定となります。

Q6-7 設備が経年劣化しているため、カタログスペックより消費電力が増加していると思われる。既存設備の消費電力は実測値でも問題ないか？

既存設備が古く、消費電力等が確認できない場合は、施工業者やメーカー、販売会社等に消費電力等の計測、算定を依頼しても構いません。

計測、算定した書類を提出し確認できる場合に限り、その計測値を有効とします。

Q6-8 見積書の有効期限は？

申請時に有効である見積書（相見積書含む）を提出してください。

見積書の有効期限が切れている場合、再提出していただきます。

Q6-9 設備の省エネ比較に関して、環境省の「しんきゅうさん」による比較でも問題ないか？

環境省が作成しているインターネットサイト「省エネ製品買換ナビゲーション『しんきゅうさん』」による比較でも問題ありません。

その場合、対象設備やエネルギー使用量等、必要な情報がわかる画面の写し等の書類を提出してください。

Q6-8 市から応募申請の不備対応について連絡があった。いつまでに対応すれば良いか？

本補助金は、交付決定額が予算額に達した時点で終了となります。

申請に必要な書類等がすべてそろい、内容の審査が終了したものから順次交付決定となりますので、応募申請をしたにもかかわらず、不備対応に時間を要することで不交付になる場合があります。

不備対応の連絡があった際は、可能な限り早急な対応をお願いします。

【Q7 実績報告】

Q7-1 メーカーや納期等の都合で更新設備が変わってしまう。どうすればよいか。

原則、更新設備の変更は認めません。

自社都合ではない、やむを得ない理由で更新設備の購入先や型番等に変更が生じる場合は、市商工観光課へお問い合わせください。

Q7-2 交付決定後に申請を取り下げるとは可能か？

万が一申請を取りやめる事象が発生した場合は、市商工観光課へご連絡ください。交付決定取消の手続きを行います。

なお、交付決定取消後の申請は認められません。

Q7-3 売却(下取り)したことが分かる書類とは、具体的に何か？

更新であるか判断するため、売却額が確認できる書類（売買契約書等）をご用意ください。

下取りであれば、請求書に下取り額が記載されるようにしてください。

Q7-4 応募申請時より設備の価格が高騰してしまった。問題ないか？

補助対象経費が増加した場合でも、補助金額は交付決定額が上限となります。

Q7-5 「事業の完了」とは、何をもって「完了」とするのか？

設備の納品かつ設備設置を行う施工業者への支払いをもって、完了とします。

なお、クレジットカード払いを行った場合は、口座からの引き落としをもって完了とします。

Q7-6 書類の保管について

本事業に係る経理書類（※）について、当該年度の終了した後においても、5年間は保存してください。

本事業実施期間中および本事業終了後、市または会計検査院が実地検査に入ることがありますので、正確に処理したことを証する書類として整理保管を徹底してください。

（※）見積から発注、納品、支払い等経理処理に関する一連の書類（通帳含む）

【Q8 その他】

Q8-1 販売業者から、キャッシュバック等による補助金水増し請求に関する勧誘があったのだが。

当該行為は不正行為であり、犯罪です。

キャッシュバック等を受けることにより自己負担額を減らす、自己負担額をゼロにする、虚偽の申請を行う等の不正な行為が判明した場合は、補助金の交付決定取消、不正内容等の公表、補助金返還命令を行う場合があります。